

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成28年6月15日から平成28年8月29日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月22日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 溝口 幸治
 同 坂田 孝志

監査 対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
総務部 人事課	<p>(定員管理について)</p> <p>本県では、昭和60年度の行政改革大綱策定以来、数次にわたって定員管理が実施されてきた。更に平成17年2月には行財政改革基本方針が策定され、組織の再編・統合や職員数の削減が着実に進められた。その結果、この10年間で職員数は900人余、割合にして2割弱が減少している。出先機関については、平成25年4月に広域本部が設置され、業務の集中化が進むことで職員数の減少につながっている。</p> <p>そうした中で今回の熊本地震が発生し、通常業務を縮小させるとともに全国知事会等の職員派遣支援を得て震災対応に努めてきたが、今後は更に復旧・復興業務が本格化し、人員の確保が大きな課題となっている。</p> <p>これを機に、広域本部の在り方も含めて災害や地域創生への対応等県民の期待に応えられる組織として十分に機能しているかどうか検証し、その結果を組織の在り方に反映させるとともに、定員管理計画の見直しにもつなげていただきたい。</p>	<p>復旧・復興、地方創生、国際スポーツ大会の準備などに必要な人員について、平成28年4月から4年間の考え方等を「定員管理の基本方針」として整理。</p> <p>具体的には、平成29年4月の職員数が前年度比78人の増員となることに加え、他県職員派遣112人を受け入れるなど、大幅なマンパワー増に取り組む。</p> <p>広域本部・地域振興局体制の趣旨を活かしながら、復旧・復興業務を推進していく体制について、検討を行っている。</p>